

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について [令和8年1月分]

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要
20260107	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	藤崎郵便局	青森県南津軽郡藤崎町藤崎西村井8-2	文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第4項	令和7年8月19日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第1項、第2項)
20260107	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	大鰐郵便局	青森県南津軽郡大鰐町大鰐前田55-15	文書警告	法第17条第4項	令和7年8月19日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)
20260107	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	平賀郵便局	青森県平川市柏木町藤山25-28	文書警告	法第17条第4項	令和7年8月19日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項)
20260107	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	名川郵便局	青森県三戸郡南部町剣吉中町17-13	輸送施設の使用停止 (44日車)	法第17条第4項	令和7年8月29日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)
20260107	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	市浦郵便局	青森県五所川原市相内90-1	文書警告	法第17条第4項	令和7年9月17日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第2項)
20260107	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	十和田湖郵便局	青森県十和田市奥瀬十和田湖畔休屋486	輸送施設の使用停止 (43日車)	法第17条第4項	令和7年9月24日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)
20260107	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	階上郵便局	青森県三戸郡階上町赤保内耳ヶ吠6-28	文書警告	法第17条第4項	令和7年9月24日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第2項)
20260114	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	小湊郵便局	青森県東津軽郡平内町小湊小湊51	文書警告	法第17条第4項	令和7年7月10日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)
20260114	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	大畑郵便局	青森県むつ市大畑町東町7	文書警告	法第17条第4項	令和7年7月11日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)

20260114	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	陸奥川内郵便 局	青森県むつ市川内町川内 94-6	文書警告	法第17条第4項	令和7年7月11日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)
20260114	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	乙供郵便局	青森県上北郡東北町上笹 橋17-15	文書警告	法第17条第4項	令和7年8月20日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第2項)
20260114	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	南郷郵便局	青森県八戸市南郷市野沢 市野沢37-2	輸送施設の使用停止 (38日車)	法第17条第4項	令和7年9月24日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)
20260121	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	大間郵便局	青森県下北郡大間町大間 大間52	文書警告	法第17条第4項	令和7年7月11日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)
20260121	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	田舎館郵便局	青森県南津軽郡田舎館村 畑中藤本169-3	輸送施設の使用停止 (25日車)	法第17条第4項	令和7年8月19日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)
20260128	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	蟹田郵便局	青森県東津軽郡外ヶ浜町 蟹田32-1	輸送施設の使用停止 (24日車)	法第17条第4項	令和7年7月10日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)
20260128	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	天間林郵便局	青森県上北郡七戸町道ノ 上62-9	輸送施設の使用停止 (21日車)	法第17条第4項	令和7年8月20日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)
20260107	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	宮守郵便局	岩手県遠野市宮守町下宮 守30-91-5	輸送施設の使用停止 (50日車)	法第17条第4項	令和7年6月25日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)
20260107	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	巖美郵便局	岩手県一関市巖美町宿 65-1	輸送施設の使用停止 (60日車)及び文書警 告	法第17条第4項	令和7年7月24日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施した結果、2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反【一部実施不適切】(安全規則第7条第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)

20260114	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	横川目郵便局	岩手県北上市和賀町横川 目第12-38-1	輸送施設の使用停止 (60日車)及び文書警 告	法第17条第4項	令和7年5月21日、日本郵便株式会社から不適切な点呼 の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査 を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)点呼の実 施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)、(2)点呼の 実施義務違反【一部実施不適切】(安全規則第7条第1 項、第2項)、(3)点呼記録の不実記載(安全規則第7条 第5項)
20260114	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	沼宮内郵便局	岩手県岩手郡岩手町大字 沼宮内7-14-17	輸送施設の使用停止 (60日車)及び文書警 告	法第17条第4項	令和7年7月8日、日本郵便株式会社から不適切な点呼 の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査 を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)点呼の実 施義務違反【一部実施不適切】(安全規則第7条第1項、 第2項)、(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第2 項)、(3)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)
20260121	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	軽米郵便局	岩手県九戸郡軽米町軽米 第8-62	輸送施設の使用停止 (60日車)及び文書警 告	法第17条第4項	令和7年7月23日、日本郵便株式会社から不適切な点呼 の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査 を実施した結果、2件の違反が認められた。(1)点呼の実 施義務違反【一部実施不適切】(安全規則第7条第2項)、 (2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)
20260121	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	種市郵便局	岩手県九戸郡洋野町種市 23-27-330	輸送施設の使用停止 (60日車)及び文書警 告	法第17条第4項	令和7年7月28日、日本郵便株式会社から不適切な点呼 の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査 を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)点呼の実 施義務違反【一部実施不適切】(安全規則第7条第1項)、 (2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2 項)、(3)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)
20260128	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	摺沢郵便局	岩手県一関市大東町摺沢 字但馬崎4-4	輸送施設の使用停止 (60日車)及び文書警 告	法第17条第4項	令和7年7月24日、日本郵便株式会社から不適切な点呼 の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査 を実施した結果、2件の違反が認められた。(1)点呼の実 施義務違反【一部実施不適切】(安全規則第7条第1項)、 (2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)
20260107	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	大原浜郵便局	宮城県石巻市給分羽黒下 20-1	輸送施設の使用停止 (60日車)及び文書警 告	法第17条第4項	令和7年8月22日、日本郵便株式会社から不適切な点呼 の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査 を実施した結果、2件の違反が認められた。(1)点呼の実 施義務違反【一部実施不適切】(安全規則第7条第2項)、 (2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)
20260107	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	七ヶ宿郵便局	宮城県刈田郡七ヶ宿町字 関8	文書警告	法第17条第4項	令和7年8月26日、日本郵便株式会社から不適切な点呼 の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査 を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)点呼の実 施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)

20260107	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	川崎郵便局	宮城県柴田郡川崎町大字 前川字裏丁70-1	輸送施設の使用停止 (60日車)及び文書警 告	法第17条第4項	令和7年8月27日、日本郵便株式会社から不適切な点呼 の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査 を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)点呼の実 施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)、(2)点呼の 実施義務違反【一部実施不適切】(安全規則第7条第1 項、第2項)、(3)点呼記録の不実記載(安全規則第7条 第5項)
20260107	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	鶯沢郵便局	宮城県栗原市鶯沢南郷下 久保前77-21	文書警告	法第17条第4項	令和7年9月3日、日本郵便株式会社から不適切な点呼 の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査 を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)点呼の実 施義務違反(安全規則第7条第2項)
20260114	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	丸森郵便局	宮城県伊具郡丸森町字除 30	輸送施設の使用停止 (60日車)及び文書警 告	法第17条第4項	令和7年8月27日、日本郵便株式会社から不適切な点呼 の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査 を実施した結果、2件の違反が認められた。(1)点呼の実 施義務違反(安全規則第7条第1項)、(2)点呼記録の不 実記載(安全規則第7条第5項)
20260114	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	築館郵便局	宮城県栗原市築館薬師4- 6-7	輸送施設の使用停止 (60日車)及び文書警 告	法第17条第4項	令和7年9月2日、日本郵便株式会社から不適切な点呼 の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査 を実施した結果、2件の違反が認められた。(1)点呼の実 施義務違反【一部実施不適切】(安全規則第7条第2項)、 (2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)
20260114	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	栗駒郵便局	宮城県栗原市栗駒岩ヶ崎 茂庭町40	輸送施設の使用停止 (60日車)及び文書警 告	法第17条第4項	令和7年9月2日、日本郵便株式会社から不適切な点呼 の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査 を実施した結果、2件の違反が認められた。(1)点呼の実 施義務違反【一部実施不適切】(安全規則第7条第1項、 第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5 項)
20260121	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	円田郵便局	宮城県刈田郡蔵王町円田 字新千刈4-2	輸送施設の使用停止 (29日車)	法第17条第4項	令和7年8月26日、日本郵便株式会社から不適切な点呼 の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査 を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)点呼の実 施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)
20260121	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	金成郵便局	宮城県栗原市金成字中町 13-2	輸送施設の使用停止 (60日車)及び文書警 告	法第17条第4項	令和7年9月2日、日本郵便株式会社から不適切な点呼 の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査 を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)点呼の実 施義務違反(安全規則第7条第2項)、(2)点呼の実施義 務違反【一部実施不適切】(安全規則第7条第1項、第2 項)、(3)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)

20260121	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	高清水郵便局	宮城県栗原市高清水字中 町9-3	輸送施設の使用停止 (60日車)及び文書警 告	法第17条第4項	令和7年9月2日、日本郵便株式会社から不適切な点呼 の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査 を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)点呼の実 施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)、(2)点呼の 実施義務違反【一部実施不適切】(安全規則第7条第1 項、第2項)、(3)点呼記録の不実記載(安全規則第7条 第5項)
20260128	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	新田郵便局	宮城県登米市迫町新田字 山田10-6	輸送施設の使用停止 (27日車)	法第17条第4項	令和7年7月7日、日本郵便株式会社から不適切な点呼 の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査 を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)点呼の実 施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)
20260128	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	宮郵便局	宮城県刈田郡蔵王町宮字 馬場17-2	輸送施設の使用停止 (20日車)	法第17条第4項	令和7年8月26日、日本郵便株式会社から不適切な点呼 の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査 を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)点呼の実 施義務違反(安全規則第7条第2項)
20260107	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	雄物川郵便局	秋田県横手市雄物川町沼 館小谷地60-3	輸送施設の使用停止 (81日車)及び文書警 告	法第17条第4項	令和7年7月23日、日本郵便株式会社から不適切な点呼 の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査 を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)点呼の実 施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)、(2)点呼の 実施義務違反【一部実施不適切】(安全規則第7条第1 項、第2項)、(3)点呼記録の不実記載(安全規則第7条 第5項)
20260107	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	若美郵便局	秋田県男鹿市角間崎字家 の下121	輸送施設の使用停止 (60日車)及び文書警 告	法第17条第4項	令和7年8月19日、日本郵便株式会社から不適切な点呼 の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査 を実施した結果、2件の違反が認められた。(1)点呼の実 施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)、(2)点呼記 録の不実記載(安全規則第7条第5項)
20260107	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	仁賀保郵便局	秋田県にかほ市平沢字家 妻57-1	輸送施設の使用停止 (60日車)及び文書警 告	法第17条第4項	令和7年9月29日、日本郵便株式会社から不適切な点呼 の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査 を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)点呼の実 施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)、(2)点呼の 実施義務違反【一部実施不適切】(安全規則第7条第2 項)、(3)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)
20260107	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	象潟郵便局	秋田県にかほ市象潟町字 後田52-4	輸送施設の使用停止 (60日車)及び文書警 告	法第17条第4項	令和7年9月29日、日本郵便株式会社から不適切な点呼 の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査 を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)点呼の実 施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)、(2)点呼の 実施義務違反【一部実施不適切】(安全規則第7条第1 項、第2項)、(3)点呼記録の不実記載(安全規則第7条 第5項)

20260114	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	前田郵便局	秋田県北秋田市小又字下 川原193	輸送施設の使用停止 (39日車)	法第17条第4項	令和7年8月15日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)
20260114	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	角館郵便局	秋田県仙北市角館町中町 21-1	輸送施設の使用停止 (60日車)及び文書警告	法第17条第4項	令和7年9月2日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施した結果、2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反【一部実施不適切】(安全規則第7条第1項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)
20260114	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	刈和野郵便局	秋田県大仙市刈和野愛宕 下80-1	輸送施設の使用停止 (34日車)	法第17条第4項	令和7年9月2日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)
20260114	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	仙南郵便局	秋田県仙北郡美郷町飯詰 字中鶴田29-2	輸送施設の使用停止 (32日車)	法第17条第4項	令和7年9月3日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)
20260121	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	上小阿仁郵便局	秋田県北秋田郡上小阿仁 村沖田面字屋布149	輸送施設の使用停止 (27日車)	法第17条第4項	令和7年8月15日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)
20260121	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	外小友郵便局	秋田県大仙市南外字湯/ 又35-1	輸送施設の使用停止 (29日車)	法第17条第4項	令和7年9月3日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)
20260121	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	花輪郵便局	秋田県鹿角市花輪字堰向 49	輸送施設の使用停止 (60日車)及び文書警告	法第17条第4項	令和7年9月5日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)、(2)点呼の実施義務違反【一部実施不適切】(安全規則第7条第2項)、(3)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)
20260121	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	小坂郵便局	秋田県鹿角郡小坂町小坂 鉢山字古館17-1	輸送施設の使用停止 (26日車)	法第17条第4項	令和7年9月5日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)
20260128	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	比立内郵便局	秋田県北秋田市阿仁比立 内字前田表55-1	輸送施設の使用停止 (22日車)	法第17条第4項	令和7年8月15日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)

20260128	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	湯沢郵便局	秋田県湯沢市材木町1丁 目1-36	輸送施設の使用停止 (60日車)及び文書警 告	法第17条第4項	令和7年9月1日、日本郵便株式会社から不適切な点呼 の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査 を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)点呼の実 施義務違反(安全規則第7条第2項)、(2)点呼の実施義 務違反【一部実施不適切】(安全規則第7条第2項)、(3) 点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)
20260128	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	六郷郵便局	秋田県仙北郡美郷町六郷 字上町40	輸送施設の使用停止 (21日車)	法第17条第4項	令和7年9月2日、日本郵便株式会社から不適切な点呼 の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査 を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)点呼の実 施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)
20260128	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	太田郵便局	秋田県大仙市太田町横沢 字窪関南535-3	輸送施設の使用停止 (22日車)	法第17条第4項	令和7年9月3日、日本郵便株式会社から不適切な点呼 の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査 を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)点呼の実 施義務違反(安全規則第7条第2項)
20260128	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	能代郵便局	秋田県能代市上町9-1	輸送施設の使用停止 (60日車)及び文書警 告	法第17条第4項	令和7年9月4日、日本郵便株式会社から不適切な点呼 の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査 を実施した結果、2件の違反が認められた。(1)点呼の実 施義務違反【一部実施不適切】(安全規則第7条第2項)、 (2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)
20260107	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	大石田郵便局	山形県北村山郡大石田町 大字大石田丙145	輸送施設の使用停止 (60日車)及び文書警 告	法第17条第4項	令和7年8月12日、日本郵便株式会社から不適切な点呼 の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査 を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)点呼の実 施義務違反(安全規則第7条第2項)、(2)点呼の実施義 務違反【一部実施不適切】(安全規則第7条第2項)、(3) 点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)
20260107	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	玉野郵便局	山形県尾花沢市鶴巻田 451-2	輸送施設の使用停止 (60日車)及び文書警 告	法第17条第4項	令和7年8月12日、日本郵便株式会社から不適切な点呼 の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査 を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)点呼の実 施義務違反(安全規則第7条第2項)、(2)点呼の実施義 務違反【一部実施不適切】(安全規則第7条第2項)、(3) 点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)
20260114	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	長井郵便局	山形県長井市まもの上6- 8	輸送施設の使用停止 (60日車)及び文書警 告	法第17条第4項	令和7年6月13日、日本郵便株式会社から不適切な点呼 の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査 を実施した結果、2件の違反が認められた。(1)点呼の実 施義務違反【一部実施不適切】(安全規則第7条第1項、 第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5 項)
20260114	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	河北郵便局	山形県西村山郡河北町谷 地丙3-1	輸送施設の使用停止 (60日車)及び文書警 告	法第17条第4項	令和7年9月3日、日本郵便株式会社から不適切な点呼 の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査 を実施した結果、2件の違反が認められた。(1)点呼の実 施義務違反【一部実施不適切】(安全規則第7条第1項、 第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5 項)

20260121	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	肘折郵便局	山形県最上郡大蔵村南山 671-2	輸送施設の使用停止 (25日車)	法第17条第4項	令和7年8月4日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)
20260128	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	山形南郵便局	山形県山形市白山1丁目 13-8	輸送施設の使用停止 (60日車)及び文書警告	法第17条第4項	令和7年5月15日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)、(2)点呼の実施義務違反【一部実施不適切】(安全規則第7条第1項、第2項)、(3)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)
20260128	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	金山郵便局	山形県最上郡金山町金山 460-12	輸送施設の使用停止 (22日車)	法第17条第4項	令和7年8月4日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)
20260128	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	舟形郵便局	山形県最上郡舟形町舟形 野々田259-17	文書警告	法第17条第4項	令和7年8月4日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施した結果、2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)、(2)点呼の記録義務違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)
20260128	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	宮宿郵便局	山形県西村山郡朝日町大 字宮宿元宿1103-2	文書警告	法第17条第4項	令和7年9月3日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第2項)
20260107	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	白河郵便局	福島県白河市天神町78-1	輸送施設の使用停止 (60日車)及び文書警告	法第17条第4項	令和7年8月8日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施した結果、2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反【一部実施不適切】(安全規則第7条第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)
20260107	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	只見郵便局	福島県南会津郡只見町只 見宮前1334-1	輸送施設の使用停止 (91日車)及び文書警告	法第17条第4項	令和7年8月25日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)、(2)点呼の実施義務違反【一部実施不適切】(安全規則第7条第2項)、(3)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)
20260107	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	二本松郵便局	福島県二本松市本町2丁 目2-2	輸送施設の使用停止 (60日車)及び文書警告	法第17条第4項	令和7年8月29日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項)、(2)点呼の実施義務違反【一部実施不適切】(安全規則第7条第2項)、(3)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)

20260107	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	檜葉郵便局	福島県双葉郡檜葉町北田 中満256-3	輸送施設の使用停止 (82日車)及び文書警 告	法第17条第4項	令和7年9月25日、日本郵便株式会社から不適切な点呼 の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査 を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)点呼の実 施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)、(2)点呼の 実施義務違反【一部実施不適切】(安全規則第7条第2 項)、(3)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)
20260114	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	上真野郵便局	福島県南相馬市鹿島区浮 田上浮田92	輸送施設の使用停止 (49日車)	法第17条第4項	令和7年7月18日、日本郵便株式会社から不適切な点呼 の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査 を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)点呼の実 施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)
20260114	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	植田郵便局	福島県いわき市植田町本 町1丁目6-8	輸送施設の使用停止 (120日車)及び文書警 告	法第17条第4項	令和7年7月18日、日本郵便株式会社から不適切な点呼 の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査 を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)点呼の実 施義務違反(安全規則第7条第2項)、(2)点呼の実施義 務違反【一部実施不適切】(安全規則第7条第1項、第2 項)、(3)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)
20260114	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	釜ノ子郵便局	福島県白河市東釜子字本 町49-1	輸送施設の使用停止 (45日車)	法第17条第4項	令和7年8月8日、日本郵便株式会社から不適切な点呼 の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査 を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)点呼の実 施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)
20260114	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	大越郵便局	福島県田村市大越町上大 越字町9	輸送施設の使用停止 (44日車)	法第17条第4項	令和7年8月29日、日本郵便株式会社から不適切な点呼 の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査 を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)点呼の実 施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)
20260121	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	塩川郵便局	福島県喜多方市塩川町字 岡の前235-2	輸送施設の使用停止 (28日車)	法第17条第4項	令和7年7月14日、日本郵便株式会社から不適切な点呼 の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査 を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)点呼の実 施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)
20260121	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	小高郵便局	福島県南相馬市小高区上 町1-38	輸送施設の使用停止 (43日車)	法第17条第4項	令和7年7月18日、日本郵便株式会社から不適切な点呼 の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査 を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)点呼の実 施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)
20260121	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	新地郵便局	福島県相馬郡新地町谷地 小屋新地117-1	輸送施設の使用停止 (44日車)	法第17条第4項	令和7年8月29日、日本郵便株式会社から不適切な点呼 の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査 を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)点呼の実 施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)
20260121	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	谷田川郵便局	福島県郡山市田村町谷田 川鈴ヶ内70	輸送施設の使用停止 (29日車)	法第17条第4項	令和7年9月26日、日本郵便株式会社から不適切な点呼 の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査 を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)点呼の実 施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)

20260128	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	山口郵便局	福島県南会津郡南会津町 山口村下1645	輸送施設の使用停止 (27日車)	法第17条第4項	令和7年9月8日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)
20260128	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	江川郵便局	福島県南会津郡下郷町湯 野上居平乙746	輸送施設の使用停止 (21日車)	法第17条第4項	令和7年9月8日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)
20260128	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	柳橋郵便局	福島県郡山市中田町柳橋 町505	輸送施設の使用停止 (26日車)	法第17条第4項	令和7年9月26日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)
20260128	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	月形郵便局	福島県郡山市湖南町横沢 屋敷2561	輸送施設の使用停止 (23日車)	法第17条第4項	令和7年9月26日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)